

平成 21 年 9 月度臨時委員会議事録

日時： ’ 09-9-10（木） 18：00～20：00

場所：膳所駅前商店街振興組合事務所

出席者：雨宮、橋本、森、杉本、中井、竹吉、戸所、乾

特別参加：飯野修氏（飯野会計事務所、公認会計士・税理士）

徳永啓次氏（大津商工会議所中小企業相談所、係長・相談指導員）

内容：

わが街つくる会の運営組織は如何にあるべきかの検討の一環として、大津商工会議所において、飯野氏を派遣いただき、勉強会を実施した。内容は以下の通り。

1. 法人組織の比較

NPO 法人、一般社団法人、株式会社の 3 つについて特徴、設立時の費用等につき資料に基づき説明を受けた。（資料は 9 月 18 日の次回委員会にて配布するので、本議事録では詳細説明は省略）その上で、わが街つくる会の運営組織としてどれが望ましいか、質疑応答を繰り返した結果、「一般社団法人」組織が望ましいのではないかと感触が得られた。

「一般社団法人」は昨年 12 月に認可対象となったもので、設立手続きは登記のみでよく、設立までに要する期間も 1 カ月あれば可能で、設立のための費用は 15 万円（司法書士等への謝礼を除く）程度でよい。設立申請時に必要な提出書類は、一般社団法人設立当期申請書、定款、設立時社員の決議書、設立時理事及び設立時代表理事の就任承諾書、設立時理事の印鑑証明書等である。また税制面では原則として普通の法人（株式会社等）と同等で、補助金、会費収入、寄付金収入等は課税扱いとなる。設立が容易、解散も容易との特徴がある。

NPO 法人：設立にかかる費用、税制面で有利であるが、設立手続きや、設立までに約 3 カ月を要するところが難点である。

株式会社：設立は一般社団法人と同レベル。

その他、組合組織、任意団体（法人格なき社団）などについても説明があった。

2. その他質疑応答で交わされた意見

- ① 自家用車両で住民輸送の際に発生する事故等への対応がしっかり出来る組織運営を選択すべき。⇒保険対応を含め危機管理の充実が必要。
- ② 法人が銀行等からの借入金を残したままで解散した場合、個人に責任が集中しない仕組みの明文化が必要。
- ③ 法人の理事、監事などに司法書士、税理士等を加え組織運営を円滑にしたら。

3. 次回委員会開催について

9 月 18 日（金） 19：30～（出席者は委員全員、長浜商工会議所から講師来訪）

以上